

(別紙)

## 熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 審査基準

### (1) 社会福祉連携推進法人の設立支援事業

1. 審査員による審査結果の合計点数が5割以上の者を合格とし、上位の者から順に予算の範囲内で事業実施候補者として認定を行う。但し1要件の項目のうち一つでも「不適」の判定があつた場合は、その応募者は不合格とする。

2. その他、事業実施候補者としての認定に判断しがたい事項が生じた場合は、熊本市小規模法人のネットワーク化による協働推進事業審査会にて協議する。

#### I 要件

※次のいずれかに該当する場合は不採択とする。

- ① 複数の法人等で構成される団体ではない。
- ② 熊本市内に介護保険施設又は介護保険事業所を運営する法人等が含まれる団体ではない。
- ③ 熊本市内に事業所を有する法人等が1/2以上含まれていない。
- ④ 他の補助金の交付対象となる事業である。
- ⑤ 事業の主要な部分を他に委託する事業である(合理的な理由があるものは除く。)。
- ⑥ 事業が事業年度内に完了しない。
- ⑦ 特定の個人、団体、企業等のための事業である。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を活動目的としている。
- ⑨ 特定の公職者(その候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、又は反対することを目的としている。

#### II 評価

##### 1 事業計画

- ① 事業計画の内容は、補助事業の目的に合致しているか。
- ② 実現可能な事業計画か。
- ③ 効果が見込まれるか。
- ④ 自走化に向けた事業となっているか

##### 2 支出予定額

- ① 事業内容に照らして適正な額となっているか。